

事例項目	他市からのごみ収集委託に関する調査において、入札に関し予定価格及び落札額に同額を入力するという誤った回答をしたことについて
事例発生日等	平成26（2014）年8月20日（水）
担当課	市民生活部環境政策課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成26（2014）年8月11日（月）付「茨議総第574号」で、茨木市議会事務局総務課より本市議会事務局に「ごみ収集業務に関する調査」があった。 【資料No.(2)-55-1】 （調査の内容） 本市のごみ収集業務委託の概要を調査する内容であった。 入札に関して、予定価格と落札額がどのようになっているか（落札率等）確認する内容が含まれていた。</p> <p>②8月14日（木）、本市議会事務局より環境政策課に対し、上記調査の回答作成依頼があった。</p> <p>③市民生活部環境政策課で、担当職員が回答を作成し、8月19日（火）に課長決裁を経て、本市議会事務局へ回答を送付した。 （回答の内容） 調査様式においては1年の契約期間として、予定価格及び落札額を記入する必要があったが、本市のごみ収集委託の契約期間は複数年にまたがるものであった。 担当者は、表記の仕方について、上司等に意見を求めることなく、質問の主旨への理解が不足したまま、独自の解釈により、予定価格及び落札額の欄に同じ数値（予算額）を記入した回答を作成した。</p> <p>④8月19日（火）、本市議会事務局より茨木市議会事務局へ回答した。 【資料No.(2)-55-2】</p> <p>⑤8月20日（水）、議員より、過去に行った契約案件の予定価格等の数値の確認の連絡があり、具体的数値を報告するが、「茨木市の議員が把握されている数値と異なり、疑義が出ている」とのことで指摘があった。</p> <p>⑥8月21日（木）、議員より、茨木市の議員が根拠とされている資料のFAXをいただき、疑義が生じた原因が、上記照会に、間違った数値を回答したことだと判明した。</p> <p>当時の対応</p> <p>8月29日（金）、本市議会事務局経由で、お詫び文と訂正した内容の回答を茨木市議会事務局に送付した。【資料No.(2)-55-3】</p>

<p>発生原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答案を作成した者が、契約事務等に携わった経験が1年未満と短く、調査項目の中で、複数年にまたがる契約を、単年度で表現する際に、「予定価格」を「予算額」と独自に解釈し、結果として、照会の意図とずれた回答となった。 ・ 上司を含む複数の者が間違いに気付く十分な確認をすることを怠ったまま、返送した。 ・ 上司が、回答作成者の契約事務に対する習熟度等を十分に把握することなく、仕事を割り振った。
<p>再発防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決裁過程において十分なチェックを行うようにする。 ・ 職員の特性を把握するように努める。 ・ 不慣れな業務等に習熟が図られるよう配慮する。（業務引継又は処理方法確認手段の確立に努める） ・ 不明な点を周りの者に聞きやすい雰囲気づくりに努める。
<p>その他</p>	
<p>添付資料</p>	<p>【資料No.(2)-55-1】 茨木市議会事務局からの照会文書 【資料No.(2)-55-2】 8月19日（火）に本市議会事務局から茨木市議会事務局に回答した誤った回答 【資料No.(2)-55-3】 8月29日（金）に本市議会事務局から茨木市議会事務局に回答した謝罪文及び正しい回答</p>